

平成29年度 第8回 役員会議事要旨

日 時 平成29年7月26日(水) 10時30分～11時40分

場 所 学長室

出席者 学長, 滝澤理事, 門出理事, 後藤理事, 和田理事, 吉田理事

欠席者 なし

陪席者 佐々木監事, 山下附属病院長, 荒木ダイバーシティ推進室副室長

○ 学長から, 平成29年度第6回及び第7回役員会議事要旨の確認依頼があった。

1 審議事項

(1) 低平地沿岸海域研究センターの廃止とその後の研究活動について

門出理事から, 本件について, 平成29年6月21日開催の拡大役員懇談会「低平地沿岸海域研究センターのロードマップの進捗状況報告」において, センター運営上, コンプライアンスの視点からセンターの円滑な運営に問題があることが指摘され, センターの廃止はやむを得ないということになり, 「組織と業務の見直しのための評価の観点と評価基準について(平成22年3月25日役員会指針)」及び「研究センターの時限評価の評価結果の決定及び時限到来後の研究センターの在り方について(平成27年12月25日役員会決定)」に基づき, 低平地沿岸海域研究センターは, 平成30年3月末をもって廃止することとし, その後の研究活動については, 低平地研究グループについては工学系研究科において, 有明海研究プロジェクトについては農学部において検討する旨の説明があり, 審議の結果了承された。

吉田理事から, 「有明海」は佐賀の大きな研究テーマであり, これから佐賀大学が活躍する場となるため, 研究者が良い形で継続して研究できる体制を整えていただきたい旨の発言があった。

学長から, 「有明海研究プロジェクト」は佐賀県に対する社会貢献も大きく, 国策でもあるため, 大学として支援を拡大し再始動している旨の発言があった。

吉田理事から, 海外の留学生を輩出し, ネットワークができているため,

その繋がりに対する配慮も必要である旨の発言があった。

(2) 佐賀大学エスタブリッシュド・フェローの称号授与に関する要項の制定について

門出理事から、本件について、本学の研究の活性化のため、また、研究におけるインセンティブを充実することを企図して、中期目標・中期計画及び「研究推進戦略」を踏まえて、研究における報奨制度としての「佐賀大学エスタブリッシュド・フェロー (Established Fellow)」制度を今年度創設することとしており、本日の役員会では、エスタブリッシュド・フェローを選考するに当たり、称号授与に関する要項を決定することとし、審議了承された場合は、9月27日役員会においてエスタブリッシュド・フェローの決定を審議する予定である旨の説明があった。

門出理事から、科研費等の獲得状況、研究業績については、IRデータにより評価できるが、各種受賞については、学生との共同受賞から、学会、国際会議での受賞など千差万別であるため評価し難いが、各項目について点数化し、総合点で評価する旨の説明があった。

英語名「エスタブリッシュド・フェロー」は普及しないのではないかとの意見があり、日本語名での表記も検討することとなり、審議の結果了承された。

(3) 特任助教の任用について

人事課長から、本件について、本学が厚生労働省の平成29年度女性医師キャリア支援モデル普及推進事業実施団体に選出されたことを受け、その事業実施のため特任助教1名を採用するものであり、医師のキャリア継続には、育児や介護等のライフイベントに伴う臨床力低下防止及び復職の支援等が重要であり、その実現には組織的な女性医師キャリア支援の継続的な取り組みの必要性が高いことから、専任の教員の配置が重要であるが、特任教員は、国立大学法人佐賀大学契約職員就業規則第28条第4項第1号の1週間当たりの勤務時間が、20時間以上で35時間の範囲内で勤務する職員となっているものの、医師特に女性医師のキャリア継続の課題への理解及び解決への熱意にあふれ、ロールモデルとなる医師を採用するため、同規則第71条により20時間未満での勤務について審議するものである旨の説明があった。

後藤理事から厚生労働省からの支援は単年度であるため、女性医師キャリア支援を佐賀県及び佐賀市に依頼をしている旨の説明があった。

門出理事から、勤務態様はどのように算出されたか確認があり、荒木ダイバーシティ推進室副室長から、本人の都合によるものである旨の説明があった。

学長から、勤務態様等は厚生労働省の意図したことに合致しているのか

確認があり、荒木副室長から、厚生労働省からは、ロールモデルとなる医師を採用してほしいとのことであり、次世代に働き方を提示する、実態調査を行う等していただければ、勤務時間は問題ないのではないかとの発言があった。

後藤理事から、女性医師支援に係るプロジェクトに取り組むための特任助教であり、診療等ではなく女性医師キャリア支援のために勤務する旨の説明があり、審議の結果了承された。

(4) 国立大学法人佐賀大学本庄地区構内交通規程の改正について

環境施設部長から、自己財源確保のため、平成29年3月に改正を行った本規程について、平成29年4月からの運用状況及び学内からの意見を踏まえ所要の改正を行うものである旨の説明があり、審議の結果了承された。

(5) その他

特になし。

2 協議事項

(1) 株式会社オプティムとの建物使用貸借契約書等について

環境施設部長から、本件について、株式会社オプティムとの間で平成29年5月30日に締結した「国立大学法人佐賀大学と株式会社オプティムとの間における包括的な連携推進に関する協定書」に基づき、株式会社オプティムは佐賀大学本庄キャンパス構内に本店を移転し、本学との共同研究を推進する予定であり、このため、株式会社オプティムは一部本学の整備分を除いてイノベーション・ラボの全面改修を行っており、相当額の負担をすることから、本学としても相応に今後5年間無償で提供することとし、そのための建物使用貸借契約を締結するものである旨、また、株式会社オプティムから、5年後に継続できるか質疑があり、9月13日開催の役員会までに対策を考える必要がある旨の説明があった。

和田理事から、「イノベーション・ラボを株式会社オプティムに貸し付ける場合の貸付料について」の説明があった。

佐々木監事から、株式会社オプティムと今後良好な関係が続くとは限らないため、契約満了の5年後、自動更新、協議等を行う余地を残しておく方が良いのではないかとの発言があった。

門出理事から、償還、償却年数等を突き合わせて、契約書の裏書きを作成する必要がある旨の発言があり、環境施設部長から、賃貸料を課した際の収入、償還等の試算を行い、無償期間の判断を行う旨の発言があった。

協議の結果了承され、次回の役員会で審議されることとなった。

- (2) その他
特になし。

3 報告事項

- (1) 年俸制教員の評価区分の決定について

人事課長から、本件について、平成29年7月24日（月）に開催された年俸評価判定会議において、平成28年度に在籍した年俸制教員の業績評価について評価区分を決定した旨の説明があった。

佐々木監事から、今後の予定について、佐賀大学の目指す方向へ努力していただくためにも、可能な限り評価基準等を事前に通知しておく必要がある旨の発言があった。

- (2) 附属病院経営状況について

附属病院長から、平成29年度附属病院収支実績及び見込、月別材料比率の推移、附属病院の目標達成状況、稼働額明細等について報告があった。

- (3) その他
特になし。

4 その他

特になし。

以 上